

諮 問 の 概 要

(平成20年に実施される社会教育調査の計画について)

1 調査の目的等

社会教育調査（指定統計第 83 号を作成するための調査。以下「本調査」という。）は、主として青少年及び成人に対して行われる社会教育に関する施設の設置、専門職員の配置及び学習機会の提供等の基本的な事項を明らかにし、社会教育行政に必要な基礎資料を得ることを目的として実施される調査である。

本調査は昭和 30 年以降 3 ～ 5 年ごとに実施され、昭和 50 年調査以降は 3 年ごとに実施されている。

2 改正の趣旨

文部科学省では、広く学校教育、社会教育及び文化の振興を視野に入れた生涯学習の振興をその重要施策の一つとして位置付けており、生涯学習社会の実現に向けた生涯学習に係る機会の整備・推進を図っている。

このような中、本調査は、社会教育行政のための基礎統計としてのみならず、生涯学習分野の関係統計としての役割も事実上担ってきており、このため、社会教育・生涯学習の全体像をよりの確に把握し、行政の課題に対応した基礎資料を整備する観点から、「諮問第301号の答申 平成17年に実施される社会教育調査等の計画について」（平成17年7月8日統計審議会答申）等を踏まえた所要の改正を行う。

3 改正内容

(1) 調査体系の見直し

ア 承認統計調査を統合

社会教育・生涯学習活動の全体像をとらえる統計の整備という観点から、これまで、本調査と密接に関連する統計報告の徴集として実施してきた「生涯学習・社会教育施設調査」を本調査に統合し、一体的に調査する。

イ 調査の新設

地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する座席数300以上のホールを有する文化会館（劇場、市民会館、文化センター等）の利用実態等を把握するため、「文化会館調査」を新設する。

[従来、「生涯学習・社会教育施設調査」で実施していたものを追加]

「生涯学習の整備基盤について（答申）」（平成 2 年 1 月 30 日中央教育審議会答申）において、生涯学習の基盤整備の必要性が示されていることから、地域における生涯学習の中心機関として設置されている生涯学習推進センターの利用状況等を把握するため、「生涯学習推進センター調査」を新設する。

ウ 調査対象の追加

社会教育・生涯学習活動の全体像をとらえる統計の整備を図るため、以下の各調

査において、調査対象を追加する。

「図書館調査」の調査対象に、地方公共団体の首長部局所管の図書館法（昭和25年法律第118号）第29条に規定する「図書館同種施設」を追加する。

「博物館調査」の調査対象に、博物館と同種の事業を行い、博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する「博物館に相当する施設」と同等以上の規模の施設（博物館類似施設）を追加する。

[従来、「生涯学習・社会教育施設調査」で実施していたものを追加]

「青少年教育施設調査」の調査範囲に、独立行政法人及び地方公共団体の首長部局所管の施設を追加する。

「女性教育施設調査」の調査範囲に、独立行政法人及び地方公共団体の首長部局所管の施設を追加する。

「社会体育施設調査」の調査対象に、独立行政法人及び民間が設置した施設を追加し、調査の名称を「体育施設調査」に変更する。

[従来、「生涯学習・社会教育施設調査」で実施していたものを追加]

エ 主な調査項目の変更

社会教育施設等の老朽化への対応、耐震性の確認が行政課題となっていることから、施設の建築年及び構造を把握する調査項目を追加し、その耐久性を把握する。

[対象調査] 公民館調査、図書館調査、博物館調査、青少年教育施設調査、女性教育施設調査、文化会館調査、生涯学習推進センター調査

生涯学習社会の実現に向けて、公民館や生涯学習センターのあり方を検討するため、当該施設が提供する学級・講座の学習内容別区分を細分化して事業内容を詳細に把握する。

[対象調査] 社会教育行政調査、公民館調査、生涯学習推進センター調査

社会教育・生涯学習を支えるボランティア活動を振興するため、ボランティアの活動内容を把握する項目を追加し、社会教育施設等におけるボランティア活動の実態を把握する。

[対象施設] 公民館調査、図書館調査、博物館調査、青少年教育施設調査、女性教育施設調査、文化会館調査、生涯学習推進センター調査

(2) オンライン調査の導入

調査の円滑な実施と調査客体の負担軽減等を図る観点から、政府統計共同利用システムを活用したオンライン調査を導入する。

(3) 集計事項の変更

調査結果の多様な分析及び利用等に資するため、市町村別に集計する調査事項の対象範囲を拡大する。